

『輟耕録』から落語まで

鈴木

満

〔一〕

十四世紀の人陶宗儀が撰した『輟耕録』⁽¹⁾（津逮秘書版）第八巻にこんな話がある。まず原文（旧漢字は新漢字にしてある）を記載する。

飛雲渡

飛雲渡風浪甚惡每有覆舟之患有一少年子放縱不羈嘗以所生年月日時就日者問平生富貧壽夭有告曰汝之壽莫能踰三旬及偏叩他日者言亦多同於是意謂非久於人世乃不娶妻不事生產作業每

以輕財仗義為志嘗俟船渡傍見一丫鬟女子徘徊
悲戚若將赴水少年亟止之間曰何為輕生如此答
曰我本人家小婢主人有姻事暫借親眷珠子耳環
一双直鈔三十余定今日送還竟於中途失去寧死
耳焉敢歸少年曰我適拾得但不審果是汝物否方
再三磨問類數裝束美是遂同造主人主人感謝欲
贈以札辭不受既而主人怒此婢遺嫁業梳剃者所
居去渡所只尺間期歲少年与同行二十有八人將
過渡遇一婦人持且謝視之乃失環女也因告其
故於夫屈留午飯余人先登舟俄風濤大作皆葬魚
腹蓋少年能救人一命而造物者亦救其一命以答
之後少年以壽終渡在溫之瑞安

句読点を付し、更に読み下しにしてみる。

飛雲の渡しは風浪甚だ悪しく、毎に舟を覆すの患あり。ひの少年子の放縱不羈なるあり。嘗て生まる所の年月日時をもつて日者に就きて平生の富貧寿夭の有るを問う。告げて曰く、汝の寿は三旬を踰ゆる能わず、と。及びに偏く他の日者に叩くも言また多く是の意に同じ。謂く、人世に久しく非ず、と。乃ち妻を娶らず、産を生み業

を作すを事とせず、毎に財を軽んじ、義に仗るをもつて志となす。嘗て船の渡すを俟つに、傍らに一の丫鬟の女子の徘徊し、悲しみ戚いて将に水に赴かんとするを見る。少年亟やかに之を止めて聞いて曰く、なんすれぞ生を軽んずる此のごとくなりや、と。答えて曰く、我本人家の小婢なり。主人に姻事ありて暫く親眷に珠子の耳環一双直鈔三十余なるを借りり。定めの今日送り還すに竟に中途に失い去れり。寧ろ死するのみ。焉ぞ敢えて帰らんや、と。少年曰く、我適ま拾い得たり。但し果して是汝の物なるや否や審らかならず、と。再三顆數装束を磨問するに方り、實に是遂に主人に同じく作る。主人感謝し、もつて礼を贈らんと欲す。辞して受けず。既にして主人怒りて此の婢を梳剃を業とする者に嫁が遣む。居る所渡しを去る所の只尺の間に居る。期歳にして少年同行二十有八人と将に渡しを過ぎらんとす。道に一の婦人の押し且つ謝するに遇う。之を視れば乃ち環を失える女なり。その故を夫に告ぐるに因りて午飯に屈留す。余人先に舟に登るに、俄かに風濤大に起こり皆腹漬に葬らる。蓋し少年の能く人の一命を救い、而して物を造るは、またその一命を救いてもつて之に答うるなり。後少年寿きをもつて終わる。渡しは温の瑞安に在り。

次に試訳を記す。分かりやすくするため、〔 〕で筋を補い、〔 〕で注解した。

飛雲の渡し場は風や浪がとてもひどくて、渡し船がくつがえる事故がしょっちゅうだつた。

ある若者だが、勝手気儘で拘束されるのが嫌い。かつて生まれた年・月・日・時を示して占い者に、人生で裕福か貧乏か、長生きするか早死にするか、を占つてもらつたところ、あなたの命は三十を越えない、と告げられ、また、ひろく他の占い者にも訊いたが、それらの言つことは大体これと同じで、長生きはできない、とのこと。そこで妻帯

をせず、商売もいとなまず、仕事にもつかず、いつも金や物を惜しまず、正しいことをしよう、と心掛けていた。あるとき飛雲の渡し場で舟を待っていたところ、そばにひとりのあげまき〔=少女・召使女の髪形〕の女がうろうろし、悲嘆にかき昏れて、河に飛び込もうとするのを見かけた。若者はすみやかに止めて、どうしてそんなに命を粗末にするのか、と尋ねた。すると、「わたしはもともとあるお屋敷の女中〔=婢をこう訳した。奴婢は金銭で買われて所有者に隸属する。その死活進退は所有者の意のまま〕でござります。旦那さまのところにご婚礼がありまして、ご親戚から真珠の耳飾りのお値段が紙幣〔=紙幣は宋・元代からある〕で（銀）三十両余りになりますのをしばらくお借りになつたのです。お約束の今日お返しにあがる途中、なくしてしまいました。死んだほうがましまでござります。どうしてお屋敷へもどれましよう」との返事。若者は「ぼくはたまたま（そんなのを）拾つた。でもね、おまえがなくした物かどうかはつきりしない」と言つて、くりかえし詳しく珠の数やら意匠〔おじぎ〕を訊きただし、とうとうこの女中のあるじの借りた品とまったく同じ物を造らせた。（そしてそれを女中に渡した）。あるじは感謝して札を出そうとしたが、若者は拒んで受けなかつた。

まもなく、女中のあるじは（先の過失に）立腹して（屋敷で使わず、屋敷から出して）女中を床屋の親方と結婚させた。住んでいる所は渡し場からほんの僅かの距離。まる一年経つて若者は二十八人〔=寓意があるか。若者を加えれば二十九人となり、若者が命を終わることになつている三十歳直前の数に相応。数え年なら丁度三十〕の同行者といつしょにこの渡し場を渡ろうとした。すると道でひとりの婦人が拝をしてしきりに札を言うのに出会つた。よく見るとあの珠の耳飾りをなくした女だった。女は、夫にこのことを知らせたいので、ぜひひお昼ご飯をめしあがつていらしてください、と強く若者を引き止めた。そのあいだに他の者たちは先に乗船してしまつたが、急に大風、大波が起こり、（舟がひっくりかえつて）全員溺死してしまつた。思うに、若者が人の命を救い、物を造つてやつた

ので、その応報として自分の一命を取り留めたのだろう。若者は長生きをして生涯を終えた。

この渡し場は温州〔＝中国浙江省南部の都市〕の瑞安にある。

〔二〕

江戸南町奉行まで勤めた肥前守根岸鎮衛編むところの奇異雜談聞書き集『耳囊（耳袋とも）』⁽²⁾ 全十巻各百条計一千条のうちに類話がある。卷之六末尾である。

参考文献より原文をここに転載する（ふりがなは参考文献校注者による）。〔　〕内は論著注解。

陰徳危難を遁れし事⁽³⁾

或る武家両国〔＝後述のように、隅田川に掛かる両国橋のこと〕を朝通りしに、色衰へし女、欄干の辺をあちこちと徘徊せるさま、身を投げ、入水〔＝じゅすい。身投げ〕を心掛るやと、疑しく、立寄て其様を尋しに、綿摘〔＝塗桶という道具を使って綿をのばし、小袖の中入れ綿や綿帽子を作ること〕を業とせる者にて、「預りの綿を被盜、我身の愁ひは申に不及、親方〔＝この仕事を斡旋する仲介者であろう〕に呉服所〔＝呉服店〕への申証なき筋なれば、入水せんと覺悟極めし」由語りぬ。「如何程の価あればつぐのひなりぬる哉」と尋ねしに、「我等の身の上にては急にとの調ひがたし。三分程あればつぐのひも出来ぬべし」と云ひし故、「夫は僅の事也。我与ん」とて、懷中より金三分取出し彼女子に与へしに、百拝して歎び名所など聞けれど、「我は陰徳に施す也。名所をいふに不及」とて立別れしが、年を隔て川崎とか又は龜戸辺とか、其処は不聞しが、所用ありて渡し場へかゝりしに、彼女に与風出会いひけるに、女は能く覚へて、過し両国橋の事を語り、「ひらに我許へ立寄給へ」と云ひしかども、「道をも急げば」と断りし

が、切にひき留めてくだんの船宿へ伴ひ、「誠に入水一途に覺悟せしを、御身の御影にて事なく綿代をもつぐのひ、ふしぎに助命せしは誠に大恩ゆへ、平日御様子に似候人もやと心懸尋し也。我身はみやづかへ「=ここでは単に奉公のこと」にて綿摘し事、過し盜難に思、暇取て此船宿へ片付ける「=嫁に来た」に、不思議にも今日御目に懸るも奇縁とやいふべき」逆蕎麦・酒杯出し、家内打寄て饗應せしに、彼渡し場にて何か物騒しき様子、其訳を尋しに「俄に早手「=普通「疾風」と書く。激しい空風」出て渡船くつがへり、或ひは溺死、不思議に命助かりしも怪我などして、大勢寄集りて介抱せる」よし。是を聞いて、「誠に此船宿へ彼女の逢ふて引留ずば、我也水中のうろくず」「うろくず」は魚。ここでは魚の餌のつもりか、水の藻屑との混同か」とならん。天道其善に組し、陰徳陽報の先言不宣「空」「=陰徳有れば陽報有り」との昔の人のことばは「空しからず」つまり、嘘ではない、の意、事と、人の語りぬる也。

〔二〕

さて落語である。この解題は「佃祭」。別名はない。

落とし咄の粗筋を記すのも野暮の骨頂だが、四代目橋屋円喬口演の速記によると、まずはこんなところか。

歯痛に悩むときの呪いは、「戸隠明神に願を懸け、梨を断つと、それで虫歯が直る、と枕を振つて落ちの伏線とする。

主人公次郎兵衛が佃祭にでかける。佃島との交通は当時渡し船しかない。住吉大社の参詣だが、飾り物を見物しているうちに暮れ六つの鐘。渡し船はこれが最終。何艘があるがその最後の舟に足を掛ける。と、引き留められる。

二十二三の人妻のなりの女が袖をつかんでいる。舟はその間に出てしまう。女は三年前に自分が金を落として身投げようとしたのを、助けて金を恵んでくれたのは、あなたまだ、という。次郎兵衛には覚えがある。女の夫が船頭だというのでいつでも帰れると安心、女のうちへ伴われ、鑑応を受ける。

外で騒ぎ。最後の渡し船が沈んだという。やがて女の夫が帰り、つくづく札を述べるが、こういう場合すぐ帰りの舟は出せない、と事情を話す。そのことばに納得、夜明けまで佃島に留まり、やがて送られて帰る。

留守宅のある長屋では大騒ぎ。ここで悔やみの滑稽あり。また、少し足りない与太郎さんの登場あり。葬式の支度をしているところへ次郎兵衛が帰宅。

身投げを助けるとよいことがある、と得心した与太郎が、全財産を売り、三両の金を用意、毎日身投げを探す。若い女の顔色の悪いのが、両の袂に重い物を入れ、河の方を向き、合掌して呟いてるので、無理やり引き留める。しかし、これは虫歯の痛みに悩み、戸隠様に願を懸けてるので、袂の中の物は、身投げのための重りとする石ころではなく、戸隠様に納める梨だった。

〔四〕

陰徳陽報というモティーフが『輟耕録』から『耳囊』を経て落語になつた経緯はまだある。第十二卷の「陰徳延寿」もそれ。

まず原文（旧漢字は新漢字にしてある）を記載する。

陰徳延寿

昔真州一巨商每歲販粥至杭時有挾姑布子之術曰鬼眼者設肆省前言皆奇中故門常如市商方坐下忽指之曰公大富人也惜乎中秋前後三日內數不可逃商懼即戒程時八月之初舟次楊子江見江浜一婦仰天大号商問焉答曰妾之夫作小經紀止有本錢五十緡每質鶩鴨過江貨壳歸即計本於妾然後持贏息易柴米余貲尽付酒家率以為常今妾偶遺失所留本錢非惟飲食之計無所措亦必被窪死寧自沈商聞之嘆曰我今厄於命設令鑄金可代我無虞矣彼乃自天其生哀哉亟贈錢一百緡婦感謝去商至家具以鬼眼之言告父母且與親戚故旧叙永訣閉戶待盡父母親故宛轉寬解終弗自悟踰期無他故復之杭舟阻風偶泊向時贈錢處登岸散適此婦襁負嬰孩遇諸道迎撝且告曰自蒙恩府持援數日後乃產母子二人沒齒感再生之賜者豈敢忘哉商至杭便過鬼眼所驚顧曰公中秋胡不死乃詳觀形色而笑曰公陰德所致必曾救一老陰少陽之命矣商異其術捐錢若干以報之

句読点を付し、更に読み下しにしてみる。

陰徳寿^{よい}を延ばす

昔真州の一巨商毎歳杭に至りて販粥す。時に姑布子之術を挾する有り。曰く、鬼眼者^{きがんじや}、と。肆を省前に設く。言皆奇中す。故に門常に市の如し。商方に下坐に坐らんとするや、忽ち之を指して曰く、公大富人なり。惜しい乎中秋前後三日内の数にして、逃がるべからず、と。商懼れ即ちに戒程す。時八月の初め舟して楊子江に次まる。江浜に一婦の天を仰ぎ大号するを見る。商、焉^{いそん}んぞ、と問う。答えて曰く、妾の夫小経紀を作し、止本錢五十緡有り。毎に鶴鴨の質とし、江を過ぎりて販売し、帰れば即ち妾に計本し、然る後贏息を持ちて柴米に易え、余賃は尽く酒家に付す。率^{おも}ね以て常と為す。今妾偶^{たまに}ま留むる所の本錢を遺失せり。惟に飲食の計の措く所無きに非ずして、亦必ず筆死せられん、寧ろ自ら沈まん、と。商之を聞き嘆じて曰く、我今命に厄^{あや}うし。設^{もし}鑄金を令て代うべからば、我虞^{おも}る無からん。彼乃ち自ら其生を夭するは哀^{かな}しい哉、と。亟^{すみ}やかに銭一百緡を贈る。婦感謝して去る。商家に至り、具さに鬼眼の言を父母且^{かつ}親戚故旧に告げ、永訣を叙べ、戸を閉ざして尽くるを待つ。父母親故宛轉寛解す。終に自^{おの}と悟らざるに期を踰え、他無きの故に復航に之く。舟風に阻まる。偶^{たまたま}一向の時の錢を贈れる処に泊し、岸に登りて散適す。此の婦嬰孩^{ひよ}を襁^{きよう}負して道諸遇い、迎押し且つ告げて曰く、恩を府の持援に蒙る自り、數日後乃ち産せり。母子二人没死再生を感じるの賜^{たまわ}は豈敢て忘れん哉、と。杭に至り便ち鬼眼の所を過ぎるに、驚き顧みて曰く、公中秋に胡^{なご}ぞ死せざるや、と。乃ち詳^{つま}らかに形色を観、而して笑いて曰く、公陰徳の致す所、必ず曾て一老陰少陽の命を救えり、と。商其術を異とし、銭若干を捐じて以て之に報う。

次に試訳を記す。分かりやすくするため、（　　）で筋を補い、〔　　〕で注解した。

昔真州〔＝今の江蘇省儀徵県。真州府は宋代に置かれ、明代に廢された〕の大商人が毎年杭〔＝浙江省杭州府〕に商品を売りに赴いていた。当時姑布子の術〔＝唐代の觀相者姑布子の術＝觀相術〕を心得ている者があつて、これを鬼眼者〔＝天眼通の人相見〕といった。府庁の前に占い店を構え、その占いはすべて不思議にもの中するので、店先はいつも市場のよう混み合つていた。商人が（自分も人相を観てもらおうと）末席に座つたとたん、人相見はこの人を指さしてこう言つた。「あなたは大金持ちでいらつしやる。しかし、残念なことに中秋〔＝旧暦八月十五日〕前後三日以内の（三日以内にお没くなりになる）運命でいらつしやる。免ることはできません」と。商人はぎよつとしてすぐに帰ることにした。時は八月の初めで商人は（帰りの）舟に乗つて揚子江に停泊した。河岸を見ると、一人の女性が天を仰ぎ、大声で泣きわめいている。商人が「どうしたのだ」と訊くと、答えはこうだつた。「私の夫はちつぽけなあきないで暮らしが立てておりまして、元手は僅かに錢五十緡〔＝緝〕は錢差しの繩。転じて繩で差した錢。一緝は一貫文」でございます。これを担保に鷺鳥や鴨を仕入れ、河を渡つて売りにまいり、帰つて来ますと私に元手を渡します〔＝「計本」は元金を渡すこと〕。それから儲けで薪やら米やら〔＝生活必需品〕を買い、余りは皆酒場で飲んでしまうんです。まあ、こんなぐあいにやつてまいりました。でも、私、うつかり元手を落としてしまいました。こうなりますと暮らしがなくなつただけじゃありません。きっと私、（夫に）笞でぶたれて死んじますわ。それくらいなら身投げした方がいいそましなんです」と。商人はこれを聞いて溜め息をついて言つた。「私は今命が危ない。もし金を命の代償にできるなら、何も怖いことはないのになあ。この女は自分から若

死にしようとしているのはかわいそなことだ』、と。そしてすぐさま銭一百緡を贈った。女は感謝して去つた。商人は帰宅すると、人相見のことばを詳しく父母や親戚、友人に告げ、長の別れを述べ、家に閉じ籠もつて死ぬのを待つた。父母、親戚、友人ははらはらしながら、気持ちを慰めてやろうとした。結局知らぬうちに期限が過ぎても命に別状無かつたので、また杭州でかけた。舟が向かい風に遭い、偶然この前銭を贈つてやつた場所に停泊した。上陸して気晴らしにぶらぶらしていると、あの女性が赤ん坊を紐でおぶっているのに道ででくわした。女は拝をしてこう言うのである。「旦那さまにお助けを蒙るというご恩を受けましてから、何日が経ちまして私お産をいたしました。母子二人一生涯再生のお恵みを忘れはいたしませぬ」、と。商人は杭州に着くと、人相見のもとに立ち寄つた。人相見は相手を見て「おや、あなたは中秋にお没くなりになつたのではないか」とびっくりし、顔形・顔色をとつくりと観、それから笑つて「あなたは陰徳を施してきつと一人の大人の女性と子どもの男性【=大小・陰陽で対になる。これで一人の大人の男性の命に相当するというわけか】の命をお救いになつたのでしょうか」と言つた。商人は占いの術がすばらしいと思い、銭をいくらか出して、その報酬とした。

〔五〕

これが、青木鷺水の浮世草子『古今堪忍記⁽⁵⁾』(宝永五年)卷第一の三「寿命を買^{かう}堪忍^{かんにん}の道順人相を見し事」にこのように翻案される。⁽⁶⁾

以下の粗筋は、右の「陰徳延寿」との共通点、すなわち、後者が前者の翻案であることを実証する項目を主として記した。原文からの引用部分は「」で示す。ただし、原文にふりがなはほとんどないが、読みやすくするため論者がいくらか付した。また、原文の漢字・仮名遣いはそのまま踏襲した。

京の豪商の一人三宅某が毎年の傲いで長崎に舶載された唐物（中国からの輸入品、薬種、織物、籠甲などで、これを販売すれば巨利を博すことができた。）の配分を受けるため持ち船で長崎へ。

途中埠に立ち寄り、名高い占い師道順——〔見通しの占とて四方に名高く、唐の姑布子が術を暗じけるよし〕——人に相を観てもらう。道順はこう言う。「〔貨殖の事は富貴身に溢れ、福相世にならぶかたなし、只おしむべきは命なり、今年八月に入て、三日の内外を過ごさず〕」、と。

三宅の供の者たち、また、その通報で仔細を知つた留守宅の父母・妻は、京へもどるよう勧めるが、三宅は下りの船旅を続ける。（芸予諸島に面する備後國の船泊まりである）能地（＝現在広島県三原市幸崎町能地）・忠海（＝現在広島県竹原市忠海町）のあたりにさしかかると、天候が思わしくないということになつて、船は忠海の津で一夜を明かすことになる。

〔三宅も気のばしに忠海の船場にあがらんとする所〕、廿七八ばかりの女が浜辺で身投げをしようとする様子なのをみかけ、事情を訊ねる。

女はこう告げる。「〔わらはが夫は纖なるあき人にて、柳籠裏（＝柳行李。行李柳の若枝の皮をはぎ、乾燥させ、麻糸で編んで作った行李。衣類などを入れるために用いる。やなぎこり。）を仕込んで大坂に運び、その利足を以て妻子をやしなひ侍るなり、それもやうやう元債として、一百日程の銀（江戸時代上方は銀本位制。この時代はまだ銀五十匁が金一両か。のち六十匁が金一両となる。しかいすれにせよ金銀錢の相場は変動したから、これはほんの目安に過ぎない。）にて柳を買、手づから籠裏につくりて是を売尽し、大坂より帰りつる時は、元債を算用して先わらはに渡し、其残る利足を以て米薪を買て、また大坂に通ひ来る迄の謀をなし、其上に残るものは、皆これを酒債とす

る事、定りて例とす、今朝はわらはが夫、いつもの」とく柳を買に出でさふらへば、明日ならで帰らず、わらは誤りて此留主の内に、彼元債一百匁の銀を盜れさふらふ、然るうへは只けふよりして、食物の種を断のみにあらず、我夫また氣短にて死生をしらず、定て我を此事によりて打殺さるべし、逆も死ぬべくば（＝どつちみち死ぬのであれば）、我その怒を見るに堪ねば、みづから身を投て死せんにはしかじと、おもひきりて待々」と。

三宅はわが身をかえりみて、まことに氣の毒に思い、金十両を女に恵み、翌日は船出し、長崎につく。あきないはいつもより好調だつたが、やがて八月の初めになる。父母・妻・友人に手紙などしたためる。京からも三宅の身の上を案じて使いの者が来る。こうして今にも死ぬかと思つていたが、数日過ぎてもすこやかなまま。道順のことばは嘘だつた、と悟り、心嬉しく京へ船をもどす。

やがて忠海の沖まで来ると、小舟が迫つてきて、合図をする。乗りこんで来たのは金をやつた女で、一人の子を連れている。そして「〔旦〕那のかかる事にて、御たすけありしより、日を経て此子をまづけ侍り（＝何日か経ちましてからこの子を生みました）」、と言い、事情を知つた両親の用意したお札です、と備後表（＝名産の蘭草で編んだ敷物）一枚をさしだして帰る。

船が大坂近くまでもどると、道順が何を言うか聞きたい、と埠に上陸、道順のもとに行く。すると「道順よこ手を打て、君は奇代の人（＝めつたにない方）なり、何として此秋死給はざりけるや、もし人の命など助給へる事なしや、ふしぎに寿命の相を得て帰り給へり」、と言う。三宅はびっくりして備後国忠海での事を語り、道順の観相術のすばらしいことを知つた。

〔六〕

『耳囊』卷之一にある「相学奇談の事」⁽⁷⁾は長文なので、粗筋を記すに留める。

なお、「陰徳陽報」をモティーフとした話は『耳囊』にはまだある。たとえば、「陰徳陽報疑ひ無き事」（卷之四）参照。

江戸麹町の豊かな商人に仕える手代⁽⁸⁾が、評判の高い人相見に占つてもらいにでかけた。すると、人相見は、「あなたの生涯のことなど見てもしかたがない。氣の毒だが来年六月には必ず死ぬでしょう」と告げた。手代はがっかりして、主人に暇⁽⁹⁾を乞う。主人は忠実な奉公人のことゆえ引き留めるが、聞き入れられない。そこでさらに、かねてあたえようと考えていた金を渡そうとするが、それも不要、と言われる。男は僧形になり、小さい家を借り、托鉢などして死期を待つ。

両国橋で若い女が身投げをしようとするのに出会い、これを留め、わけを尋ねる。女は越後国高田の裕福な百姓の娘。親の許さぬ男と恋仲になり、故郷を出奔、江戸に来て、五六年前貧乏暮らしをしていたが、相手は病死、溜まつた家賃などさまざまな借金の返済を督促されて、このうえは死ぬしかない、と話す。僧形になつてゐる元手代は、主人に事情を話して、必要な金五両ほどをもらい、女の借金を返し、かつ、女を親元へ人をつけて送り返してやる。親元は娘を許し、大層喜ぶ。

六月になるが、元手代の男は死はない。人相見に騙された、と悟り、主人に一部始終を打ち明ける。主人も怒つて、男と同道し、人相見のところに行く。人相見は男をつくづく見、人の命か物の命を助けたであろう、と告げる。主人

も男も驚き、両国橋での人助けの話をする。人相見は、慈悲心のおかげで人相が変わった、このうえは命に別状ない、と感心する。

主人は、元手代を還俗させ、越後へ送り返した女をまた江戸へ呼び寄せ、二人を夫婦にした。

〔七〕

落語の「ちきり伊勢屋」⁽⁸⁾は長丁場の嘶で、大真打ちでないとできない。これを簡にして要を得、しかもおもしろさをいくらかでも感じさせる粗筋に直すことは、論者にてわざではやはりできない。左の記事でお茶を濁しておく。

「ちきり（千切）」というのは紋所の名称だが、これは大筋に関係ない。「ちきり伊勢屋」は先代が一代で産を成した江戸麹町五丁目の大店（質屋のようである。何万両という身代）。ここに若い当主伝次郎がこの嘶の主人公。両親は早く没くなっている。

伝次郎は、忠実な番頭藤兵衛の勧めで、二十一の時縁談のことにつき占つてもらひに、同じ麹町平河町の名高い人相見白井左近のもとに赴く。左近は、とつくり観相をして、溜め息をつく。あなたには死相が現れているので、結婚どころではない、来年二月二十五日正九刻（ちょうど十一時）に必ず死ぬ、とのこと。先代、つまり若主人の父親がきわめてあこぎな商売をして富裕になったので、その報いが子孫に祟っているのだ、との占いなのである。もう諦めて、この世では善行に励み、父親の罪滅ぼしをするしかない、といわれる。

伝次郎は悄然として帰宅、番頭に委細を打ち明ける。左近の勧めもあるので、困っている人たちにせつせと施しをする。あるとき、赤坂で四十前後の女と十六七のその娘が金がもとで自殺をしようとしているのに遭遇、百両を惠ん

で助ける。一方自分も湯水のように金を遣つて、道楽を始める。

死ぬといわれた期日の朝が来る。生きているうちに盛大な葬式をおこない、自分から棺桶に入つて寺へ運ばせる。しかし、昼の九つを過ぎても死はない。財産は全て遣いつくしている。後悔しながらぶらぶら暮らし。

ある日あてどもなく歩いていると、江戸と品川の境、高輪の大木戸で、みすぼらしく街頭で占いをしている白井左近を見かけ、おまえの占いは嘘だった、と抗議をする。左近は、自分も死相を観た、と公儀のお咎めを受け、江戸お構い（追放）の身となつた、と答える。それから、もう一度人相を観、死相は全くない、八十以上は生きる長命の相に変わつてゐる、あなたはだれかの命を助けただろう、と言う。

主人公は、左近が、この方向へ行けば運が開ける、と占つた品川宿の方角へ行く。昔の友だちでこれも落魄していふのに逢い、その男の住む長屋へ転がり込んで、一人で貧乏暮らしを始める。家主の薦めで駕籠屋になる。かつて最貧（ひき）にした帮間を偶然駕籠に載せたところから、この男からいくらかの金と羽織など金目になりそうな衣類を強引にもらひ受け、金に替えようと、近くの質屋に行く。質屋の番頭は、客の身なりなどを見て、怪しい品物と思い、質入を承知しない。

仕方なく店を出ると、女中に呼び返される。奥へ案内されると、女主人が美しい娘を連れて挨拶に出、いつぞや命を救つてくださつたちきり伊勢屋の伝次郎さまでは、と言う。あの時の母子はその後豊かな暮らしができるようになつており、娘もまだ未婚。よろしければ、どうか娘の婿になつてください、との申し出。これを受けて、大きな質屋の主人になり、屋号もちきり伊勢屋とし、めでたく栄えた。

〔結びとして〕

以上、文人が、聞き書き、あるいは口承を材源として記した文章から、二転・三転してまたしても口承文芸となるまでの経緯を纏めた。物語が、口承から文献に、文献からまた文献に、そして更に口承に変転して行く例を、専門のメルヒエンではない分野で具体的に検証してみたかったのである。

なお、漢文『輟耕録』の読解の際、意味不分明の数箇所で比較文化学科の同僚伊東貴之助教授の貴重なご教示を仰いだ。とはいっても、あらかたは自分勝手な読み方に終始した。従つて読解の誤りは全て論者、鈴木の責任に帰することはないまでもない。

参考文献

〔一次文献〕

- 青木鷺水「古今堪忍記」（早川純三郎編『徳川文芸類聚』 第二 教訓小説 国書刊行会 大正三年 所収）
飯島友治・東京大学落語研究会OB会編『円生全集』 青蛙房 昭和四一年
暉峻康隆・興津要・榎本滋民編『口演速記明治大正落語全集』 講談社 昭和五五年
陶宗儀『輟耕録』（百部叢書） 所収（津逮秘書）版
長谷川強校注『耳囊』 上中下 岩波文庫 岩波書店 一九九七年第七刷

〔辞典類〕

- 漢語大詞典編輯委員会・漢語大詞典編纂処編纂『漢語大詞典』 漢語大詞典出版社 一九九二年

日本国語大辞典第二版編集委員会・小学館国語辞典編集部『日本国語大辞典 第二版』小学館 一〇〇一年

注

- (1) 陶宗儀（？—一三六九）元末明初の学者。字は九成。浙江の人。至元年間戰乱を避けて華亭に移る。その書屋を南村草堂という。教育に從事するかたわら、自ら畠を耕した。耕作の際にも筆硯を携え、畠のそばの樹下に斂（敷き瓦）を置き、何か思いつくと耕作を中止して筆を走らせ、書き付けたもの（一説に、木の葉に書いた、という）を壁に投じた。こうして成った一書が『南村輶耕錄』である。「輶」は「止める」の意。
 - (2) 根岸鎮衛（一七三七—一八一五）幕府に仕えた有能な官吏。累進して江戸南町奉行、祿千石で終わる。奇談雑談を集めることを好み、膨大な聞き書きを集成した。題して『耳藝』といふ。これは生前外部には秘して出さなかった。文化十二年没。享年七十九歳。
 - (3) 長谷川強校注『耳藝』中三八一—三八二ページ
 - (4) 噴峻康隆・興津要・榎本滋民編『口演速記明治大正落語全集』第三卷 講談社 昭和五五年
 - (5) 青木鷺水（一六五八—一七三三）通称次右衛門。また白梅園、歌仙堂、三省齋とも号す。信徳門下（一説に立闇門下）の俳諧・雜俳の点者。元禄後期・宝永年間は浮世草子の述作も多い。享保十八年没。享年七十六歳。宝永五年（一七〇八）開版の『古今堪忍記』全七巻は忍耐を説く教訓であるが、町人の子女を目標とし、分かりやすく小説体にした、と序文にある。
 - (6) 長谷川強解説による。『耳藝』上四三一ページ参照。
 - (7) 長谷川強校注『耳藝』上八四一八八ページ
 - (8) 飯島友治・東京大学落語研究会OB会編『円生全集』第三卷 青蛙房 昭和四二年
-
- (1) 一〇〇一年十一月二十八日 受理)